

吉良富彦事務所 855-9439 愛宕商店街

# 11 人の被災船員の 「労災保険認めるべき」 厚労省で公開審理

ビキニ水爆被災を労災と認めよと高知県 と宮城県のマグロ漁船員 11 名が、2016 年 2 月に申請。しかし、船員保険部は不支給と 決定。それを不服とした再審査請求への公 開審理が、5月16日厚労省で開かれ参加。

### 直接聴取せずは問題 ●8 人の参与の発言 不支給を疑問視する 発营多数

は、「労災認定で必要 な直接の聞き取り調 杳が行われず不支給

決定大きな問題」「不支給の根拠にした『有 識者会議』なるものを第3者が確認してい ない、しっかり検証する必要がある」「被災 事実が認められるのであれば認めることを 要望する」「被曝して苦しんでいるのだから、 人道的な立場から認めるべき」「調査を第五 福竜丸以外実施していない中、当事者の訴 え、事実を把握することが求められている」

「高知地裁の裁判長は判決で立法・行政府 による検討を促した。国の機関としてこれ に答えて欲しい」「労災としてやるべき。災 害対策基本法では何かあったら労災となる」 「なんとか救済できないのか」

等々、労災不支給決定に疑問を呈す発言が 多数となりました。

# 救済へ立法化検討を 衆参国会議員要請

翌17日、支援 センターの山下 事務局長らとと もに、日本共産

党初め、高知県選出の広田一、武内のりお 衆議院議員らを訪問。

厚労省での公開審理の報告と、事件解明と

救済に向けて立法化 を図る取り組みにつ いて要請しました。 私は、この間の県議 会におけるビキニ被

災支援への取り組 みについて説明し、 救済への協力をお 願いしてきました。





党共同を標榜する会派、 産 開 は自民2ダ、 新 党5、 会が5月1 (1 県議 37議席が決定。 委員会審議のT 緑と青の^ 県民の 民の会と共に、 燈 Z 廿

### 無料法律•生活相談

●6月5日(水)午後6時~8時

●場所:愛宕商店街 吉良事務所

●相談者:皿田幸憲弁護士(よつば法律事務所)

予約電話: Ø88-855-9439 お気軽にご相談を。